

2026(R8)年度 公民連携まちづくり支援事業補助金 【間接】

統一感のある街路景観、ストリートテラスなど、印象に残る景観づくりなどの取組を支援し、街の価値の向上、近隣住民の滞在誘引による賑わい創出、街を愛する県民意識の醸成等につなげます。

●街なかの滞在環境づくり イメージ例



●緑化等による滞在環境づくりイメージ例



●中山間地域の滞在環境づくりイメージ例



1) 補助対象経費

通りの装飾の統一感の向上や、路上空間を活用した滞在環境づくり等、先駆的な試みに取り組むための経費。(建物改修等のハード整備に係る経費は対象外)

2) 事業実施主体

連なって事業活動を行う複数の者(商店街も可)、地域のまちづくり団体等

3) 県補助限度額(年間)

事業当たり県50万円(補助率:市町村負担額の1/2)

※令和8年度は4件を予算化

※活用にあたっては市町村の予算化が必要

【問合せ先】鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課

電話0857-26-7234 ファクシミリ0857-26-8113 電子メール:machizukuri@pref.tottori.lg.jp